

第5回山梨市 市民後見人養成 フォローアップ講座

認知症高齢者や知的障害等をお持ちの方々の
生活サポートについて学んでみませんか？

判断能力が不十分な方々に代わって、

「財産管理」や「契約行為」を行います。

○財産管理)・毎月の出金、支払い、収支管理

不動産の売却(必要に応じ) など

○契約行為)・各種手続

(入院時の手続き、介護保険サービス利用契約など)

住み慣れた地域で安心安全に暮らしていくためには
皆様方の力が必要です。

どうか奮ってご参加ください！！

定員/受講料 10人 / 無料

場 所 山梨市役所西館会議室

申 込 山梨市役所介護保険課
地域包括支援担当
FAX 0553-23-0294

切 10月6日(金)
窓口へお持ちいただくか、
FAXでお申込ください。
詳しくは裏面をご覧ください。

全8講座

開催日時

13:00~17:00

10/19 (木)

オリエンテーション

「成年後見制度の基礎」

「成年後見にかかわる

法律・制度」

10/26 (木)

「成年後見にかかわる

法律・制度」

11/9 (木)

「対象者を理解する」

11/20 (月)

「対人援助の基礎」

12/7 (木)

「成年後見の実務Ⅰ」

12/18 (月)

「成年後見の実務Ⅱ」

1/18 (木)

「成年後見の実務Ⅲ」

1/25 (木)

「体験実習」

(フィールドワーク)

第5回山梨市市民後見人

養成フォローアップ講座

受講対象者 山梨市内在住者で下記のすべてに該当する方

- (1) 山梨市が開催する市民後見人養成フォローアップ講座の全ての科目を受講できる方
- (2) 山梨県立大学で開催される「やまなし市民後見人養成講座」の全ての科目を受講できる
または、過去に受講し修了証の交付を受けている方
- (3) 成年後見人等として活動する意思を持ち、継続的に活動できる身体・健康状態である方
- (4) 後見人養成研修を実施する団体に所属していないこと、または親族以外の方の後見人として活動していない方
- (5) 山梨市が養成フォローアップ講座修了者に対して行う研修会に参加できる方
- (6) 年齢が令和5年4月1日現在で20歳以上～75歳未満である方
- (7) 民法第847条に定める以下の後見人欠格事由に該当していない方
 - ① 未成年者
 - ② 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - ③ 破産者
 - ④ 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
 - ⑤ 行方の知れない者

市民後見人候補者となるまでの要件（1～3全ての履修が必要になります。）

1. やまなし市民後見人養成基礎講座（山梨県主催）
2. 山梨市市民後見人養成フォローアップ講座（当該講座）
3. 実務研修（1. 2の履修者が受講）

定員／受講料 10名／無料

問合せ先

申込先

山梨市役所 介護保険課 地域包括支援担当（東館2階）

☎ 0553-22-1111 内線 1228

FAX 0553-23-0294（土日は受信できません）

山梨市市民後見人養成フォローアップ講座申込書

お名前		男・女	年齢	
ご住所		電話番号		

※申込書に記載された個人情報は、本養成フォローアップ講座運営管理の目的のみに利用させていただきます。